



島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第44号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	(産業振興課)	4
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	(")	7
島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則	(雇用政策課)	12

【告示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	(中小企業課)	13
--------------------	---------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第56号）

1 規則の概要

- (1) 島根県産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備（第2条・第4条—第8条・第10条・第12条・第15条・第16条・第19条・第21条・別表第1・別表第2・様式第2号・様式第5号・様式第7号関係）
- (2) 創業準備室、創業支援室又は研究開発室の使用対象業種に係る規定の整備（第3条関係）
- (3) 映像音響編集用機器及びその他設備の一部を廃止することに伴う規定の整備（別表第1関係）
- (4) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第3号・様式第7号—様式第13号・様式第15号—様式第17号関係）
- (5) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 規則の概要

- (1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
波長分散型蛍光X線分析装置	1時間につき	2,490円
高分解能分析走査電子顕微鏡	1時間につき	4,560円
CHNS同時分析装置	1時間につき	1,780円
超音波洗浄器	1時間につき	50円
万能シェーカー	1時間につき	50円
クリーンベンチ	1時間につき	60円
電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円
平面研削盤	1時間につき	710円
精密形状粗さ測定システム	1時間につき	1,820円
ポータブルデジタル顕微鏡	1時間につき	50円
透明体厚み・うねり計測装置	1時間につき	250円
マイクロメータ（ワイヤレス通信付き）	1時間につき	50円
インピーダンスアナライザ	1時間につき	370円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
高速冷却遠心機	1時間につき	130円
酒類用振動式密度計	1時間につき	50円
卓上型真空包装機	1時間につき	50円
高温電気炉	1時間につき	270円

- (2) 島根県産業技術センター及び島根県産業技術センター浜田技術センターの設備機器から次の設備機器を削除することとした。（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

共焦点レーザー顕微鏡、冷間静水等方圧プレス機、蛍光X線分析装置（波長分散型）、ポリマー硬化自動測定システム、低真空走査電子顕微鏡、粘弾性測定装置、CHN同時分析装置、全自動回転式マイクローム、液体NMR、湯流凝固解析システム、デジタル万能測定顕微鏡、ミスト供給装置、高周波誘導溶解装置、精密形状粗さ測定システム、3次元CAD（Pro/ENG）システム、最適流体・応力解析用プリプロセッサ、イメージベース解析ソフトウェア、エネルギー分散型エックス線分析装置、平面研削盤、3Dプリンタ、製品評価システム及びマルチテレメータシステム、

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

塩分分析計、携帯型近赤外分光光度計、泥しょう鑄込装置、シリコニット電気炉、共焦点レーザー顕微鏡及び分析電子顕微鏡

(3) 分析等の手数料の新設（別表第2関係）

定量分析

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
金属分析	重量法による定量分析（機器分析あり）	1 試料 1 元素につき 4,810円

(4) 分析等の手数料の改正（別表第2関係）

ア 定性分析

分析等の種類	改正前	改正後
蛍光エックス線による定性分析	1 試料につき 11,800円	1 試料につき 12,110円

イ 機械器具等試験

分析等の種類	改正前	改正後
機械器具等精密測定	1 件 1 時間までごとに 1,950円	1 件 1 時間までごとに 4,630円

ウ 金属試験

分析等の種類	改正前	改正後
物理冶金試験	1 試料につき 6,340円	1 試料につき 4,720円

(5) 定量分析のうち金属分析の手数料の改正（別表第2関係）

改正前		改正後	
分析等の内容	手数料の額	分析等の内容	手数料の額
重量法による定量分析	1 試料につき 3,400円	重量法による定量分析（機器分析なし）	1 試料につき 3,340円

(6) 定量分析のうちCHN分析の手数料の改正（別表第2関係）

改正前		改正後	
分析等の種類	手数料の額	分析等の種類	手数料の額
CHN分析	1 試料につき 7,670円	CHNS分析	1 試料につき 5,460円

(7) 島根県産業技術センターが依頼を受けて行う分析等から次の依頼試験を削除することとした。（別表第2関係）

ア 定量分析のうち醸造用水分析

イ 金属試験のうち薄膜エックス線回析試験

ウ 無機材料試験のうち共焦点レーザー顕微鏡による試験

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

職業訓練の種類等に係る規定の整備（第2条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第56号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「知事」を「知事又は指定管理者」に改める。

第3条第2項中「次のとおり」を「島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）第2条各号に掲げる業種」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項中「若しくはプロジェクト研究員室（以下「創業準備室等」という。）又はプロジェクト研究推進室若しくはプラント実験室（以下「先端技術開発室」という。）」を「、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室又はプラント実験室（以下「創業準備室等」という。）」に改め、同条第2項中「編集室等」を「防音室」に、「映像音響編集用機器若しくはその他の設備器具」を「その他設備器具」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「又は先端技術開発室」及び「若しくは先端技術開発室」を削る。

第5条並びに第6条第1項及び第2項中「知事」の次に「又は指定管理者」を加える。

第7条第1項及び第8条第1項中「又は先端技術開発室」を削る。

第10条第2項中「別表の」を「別表の1の表」に改める。

第11条第2項中「使用承認書に減免に係る事項を記載して、これを返付するものとする」を「申請者にその旨を通知するものとする」に改める。

第12条第1項中「又は先端技術開発室」を削り、同条第2項中「（創業準備室等の場合に限る。）」を削る。

第15条（見出しを含む。）及び第16条中「又は先端技術開発室」を削る。

第19条第1項を削り、同条第2項中「又は先端技術開発室」を削り、「その」を「創業準備室等及びその附属設備並びに指定駐車場の」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「又は先端技術開発室」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 会議室等の使用者は、会議室等及びその他設備器具の使用を終了したときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

第21条第2項中「又は先端技術開発室」を削る。

別表第1の1の表中「等（プロジェクト研究員室を除く。）」を「、創業支援室及び研究開発室」に改め、同表の2の表中「及び先端技術開発室」を「、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室」に改める。

別表第1の3の表を削り、別表第1の4の表大会議室の部書画装置の項及びデジタルマルチプレーヤーの項、中会議室の部3Dテレビセットの項、特別会議室の部書画装置の項及びデジタルマルチプレーヤーの項、撮影機材の部並びにダビング用機器の部を削り、同表の4の表を同表の3の表とする。

別表第2創業準備室等又は先端技術開発室の附属設備の項中「又は先端技術開発室」を削り、同表編集室等（ミーティング室に限る。）、会議室又はその他設備器具（ダビング用機器を除く。）の項中「編集室等（ミーティング室に限る。）、会議室又はその他設備器具（ダビング用機器を除く。）」を「会議室等又はその他設備器具」に改め、同表編集

室等（ミーティング室を除く。）、映像音響編集用機器又はその他設備器具（ダビング用機器に限る。）の項を削る。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「島根県知事」及び「㊟」を削り、「島根県立産業高度化支援センターの会議室」を「島根県立産業高度化支援センターの会議室等」に、

「

使用する会議室等・期間	使用する会議室等	使用期間				
		年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
		年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
使用する設備及び数量						式
						式
						式
						式
						式
使用目的、会議の名称等						
使用人数	人					

を

「

使用する会議室等・期間・設備・人数	会議室等名	使用期間				使用設備			使用人数	
		音響設備	映像設備	その他						
		年	月	日	時	分から				人
		年	月	日	時	分まで				人
		年	月	日	時	分から				人
	年	月	日	時	分まで				人	
使用目的、会議の名称等										

に

改める。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第5号中「島根県知事」を削る。

様式第6号中「附属設備等使用承認書」を「(表) 附属設備等使用承認書」に改め、同様式に裏面として次のように加える。

(裏)

使用承認の変更、使用承認期間の更新及び使用料の減免に関する承認履歴

申 請 日	年 月 日
変 更 等 の 内 容	
承 認 の 条 件	
使用承認事項の変更 年 月 日	使用承認期間の更新 使用料の減免 について、上記のとおり承認します。 島根県知事 印
申 請 日	年 月 日
変 更 等 の 内 容	
承 認 の 条 件	
使用承認事項の変更 年 月 日	使用承認期間の更新 使用料の減免 について、上記のとおり承認します。 島根県知事 印
申 請 日	年 月 日
変 更 等 の 内 容	
承 認 の 条 件	
使用承認事項の変更 年 月 日	使用承認期間の更新 使用料の減免 について、上記のとおり承認します。 島根県知事 印

様式第7号中「島根県知事」及び「㊟」を削り、同様式の注に次のように加える。

- 4 施設使用承認書又は附属設備等使用承認書の内容を変更する場合は、知事あてに提出してください。
- 5 会議室等使用承認書の内容を変更する場合は、指定管理者あてに提出してください。

様式第8号から様式第13号までの様式中「㊟」を削る。

様式第15号中「㊟」を削り、「産業高度化支援センターの」を「島根県立産業高度化支援センターの」に改める。

様式第16号及び様式第17号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第57号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

オートクレーブ	1時間につき	150円
共焦点レーザー顕微鏡	1時間につき	640円

を

「

オートクレーブ	1時間につき	150円
---------	--------	------

に、

「

実体顕微鏡及び撮影装置	1時間につき	70円
冷間静水等方圧プレス機	1時間につき	160円

を

「

実体顕微鏡及び撮影装置	1時間につき	70円
-------------	--------	-----

に、

「

広角X線回析装置	1時間につき	1,760円
蛍光X線分析装置（波長分散型）	1時間につき	1,590円

を

「

広角X線回析装置	1時間につき	1,760円
----------	--------	--------

に、

「

岩石切断機（小型）	1時間につき	60円
2 有機材料関連機器		
ポリマー硬化自動測定システム	1時間につき	1,370円
低真空走査電子顕微鏡	1時間につき	2,360円
粘弾性測定装置	1時間につき	2,490円

を

岩石切断機（小型）	1時間につき	60円
波長分散型蛍光X線分析装置	1時間につき	2,490円
高分解能分析走査電子顕微鏡	1時間につき	4,560円
2 有機材料関連機器		

に、

ガスクロマトグラフ分析システム	1時間につき	2,130円
CHN同時分析装置	1時間につき	1,900円

を

ガスクロマトグラフ分析システム	1時間につき	2,130円
-----------------	--------	--------

に、

全自動回転式マイクローム	1時間につき	290円
示差熱重量同時測定装置	1時間につき	620円
ガス吸着測定装置	1時間につき	1,240円
液体NMR	1時間につき	4,990円

を

示差熱重量同時測定装置	1時間につき	620円
ガス吸着測定装置	1時間につき	1,240円

に、

冷却遠心機	1時間につき	70円
-------	--------	-----

を

冷却遠心機	1時間につき	70円
CHNS同時分析装置	1時間につき	1,780円
超音波洗浄器	1時間につき	50円
万能シェーカー	1時間につき	50円

に、

赤外線水分計	1時間につき	50円
--------	--------	-----

を

赤外線水分計	1時間につき	50円	
クリーンベンチ	1時間につき	60円	に、
電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円	

湯流凝固解析システム	1時間につき	60円	
超音波洗浄器	1時間につき	50円	
デジタル万能測定顕微鏡	1時間につき	420円	
工具摩耗解析システム	1時間につき	300円	を
データ収集システム	1時間につき	50円	
ミスト供給装置	1時間につき	50円	
高周波誘導溶解装置	1時間につき	1,130円	

超音波洗浄器	1時間につき	50円	
工具摩耗解析システム	1時間につき	300円	に、
データ収集システム	1時間につき	50円	

精密形状粗さ測定システム	1時間につき	1,280円	
熱一流体解析システム	1時間につき	1,010円	
熱流体解析システム（電子機器・設計者向け）	1時間につき	1,220円	
3次元CAD（Pro/ENG）システム	1時間につき	100円	を
最適流体・応力解析用プリプロセッサ	1時間につき	290円	
複数現象連成解析システム	1時間につき	690円	
イメージベース解析ソフトウェア	1時間につき	360円	

熱一流体解析システム	1時間につき	1,010円	
熱流体解析システム（電子機器・設計者向け）	1時間につき	1,220円	に、
複数現象連成解析システム	1時間につき	690円	

엑스線光電子分光分析装置（XPS）	1時間につき	3,330円	を
에너지分散型엑스線分析装置	1時間につき	2,300円	

엑스線光電子分光分析装置（XPS）	1時間につき	3,330円	に、
-------------------	--------	--------	----

3次元CAD（SolidWorks）システム	1時間につき	60円	
------------------------	--------	-----	--

ム				を
平面研削盤	1時間につき	520円		」

3次元CAD (SolidWorks) システム	1時間につき	60円		に、
--------------------------	--------	-----	--	----

CO2レーザーカッター	1時間につき	200円		を
3Dプリンタ	1時間につき	210円		」

CO2レーザーカッター	1時間につき	200円		に、
-------------	--------	------	--	----

中高温用風速計	1時間につき	50円		を
---------	--------	-----	--	---

中高温用風速計	1時間につき	50円		に、
平面研削盤	1時間につき	710円		
精密形状粗さ測定システム	1時間につき	1,820円		
ポータブルデジタル顕微鏡	1時間につき	50円		
透明体厚み・うねり計測装置	1時間につき	250円		
マイクロメータ (ワイヤレス通信付き)	1時間につき	50円		

騒音計	1時間につき	50円		を
7 デザイン関連機器				
製品評価システム	1時間につき	100円		
マルチテレメータシステム	1時間につき	210円		

騒音計	1時間につき	50円		に改める。
インピーダンスアナライザ	1時間につき	370円		

別表第1の2の表中

ケルダール窒素分析装置	1時間につき	80円		を
塩分分析計	1時間につき	50円		
ハンディ型簡易分光色差計	1時間につき	50円		
減圧平衡発熱乾燥機	1時間につき	390円		
携帯型近赤外分光光度計	1時間につき	150円		

ケルダール窒素分析装置	1時間につき	80円	に、
ハンディ型簡易分光色差計	1時間につき	50円	
減圧平衡発熱乾燥機	1時間につき	390円	

視覚データ評価装置	1時間につき	220円	を
-----------	--------	------	---

視覚データ評価装置	1時間につき	220円	に、
高速冷却遠心機	1時間につき	130円	
酒類用振動式密度計	1時間につき	50円	
卓上型真空包装機	1時間につき	50円	

オートクレーブ	1時間につき	390円	を
泥しょう鑄込装置	1時間につき	110円	

オートクレーブ	1時間につき	390円	に、
---------	--------	------	----

窯業窯炉 (20キロワット)	1時間につき	630円	を
シリコニット電気炉	1時間につき	440円	

窯業窯炉 (20キロワット)	1時間につき	630円	に、
----------------	--------	------	----

電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円	を
共焦点レーザー顕微鏡	1時間につき	440円	

電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円	に、
----------------------	--------	-----	----

電磁式ふるい振とう機	1時間につき	50円	を
分析電子顕微鏡	1時間につき	2,020円	

電磁式ふるい振とう機	1時間につき	50円	に、
------------	--------	-----	----

色彩色差計	1時間につき	60円	を
分析電子顕微鏡	1時間につき	1,110円	

色彩色差計	1時間につき	60円	に改める。
分析電子顕微鏡	1時間につき	1,110円	
高温電気炉	1時間につき	270円	

別表第2の1の項第7号中「11,800円」を「12,110円」に改め、同表2の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中

	4 重量法による定量分析	1試料1元素につき	3,400円	を
--	--------------	-----------	--------	---

	4 重量法による定量分析（機器分析なし）	1試料1元素につき	3,340円	に改
	5 重量法による定量分析（機器分析あり）	1試料1元素につき	4,810円	

め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項第17号中「CHN分析」を「CHNS分析」に、「7,670円」を「5,460円」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同表7の項第1号中「1,950円」を「4,630円」に改め、同表8の項第1号中「6,340円」を「4,720円」に改め、同項第3号を削り、同表9の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第58号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は同表に掲げる訓練科以外の訓練科を設ける」を「訓練科以外の訓練科を設け、又は訓練生定員を変更する」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告

示

島根県告示第238号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表特別融資の部経営改善サポート資金の項中「1年」を「5年」に、「要（年0.4パーセント以上0.91パーセント以下）」を「要〔責任共有の場合〕（年0.8パーセント又は1.0パーセント）〔責任共有外の場合〕（年1.0パーセント又は1.2パーセント）ただし、借入時の保証料率については一律0.2パーセント」に、

別表緊急融資の部セーフティネット資金の項中「セーフティネット資金」の次に「（一般枠）」を加え、同項の次に次のように加える。

セイフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であつて、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 保険法第2条第5項の規定による認定（同項第4号に該当する者であつて、令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者 (2) 保険法第2条第5項の規定による認定を受けた者（同項第5号に該当する者に限る。） (3) 保険法第2条第6項の規定によ	設備資金 円 運転資金	80,000,000	年1.25パーセント	年1.10パーセント	12年以内 ただし、危機関連保証の認定を受けたものは、10年以内	3年以内 据置き 元金均等月賦	法人 取扱金 融機関 又は保証協会 の決定による。	取扱金 融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4パーセント以上0.71パーセント以下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 農協 JFしまね
---------------------------------	--	-------------------	------------	------------	------------	-------------------------------------	-----------------------	---------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	---	---

	る認定を受けた者（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）																		
--	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表の注の1中「令和3年3月31日保証承諾分」を「令和4年3月31日保証承諾分までとし、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の取扱期間は令和3年10月31日保証申込分」に改め、同表の注に次のように加える。

- 7 国の全国統一の保証制度である事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（20210310中序第2号）に規定する「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」をいう。）に係る保証は、経営改善サポート資金についてのみ適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和3年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。